

第 10 期 決 算 公 告

平成 24 年 6 月 29 日

東京都千代田区神田美土代町 5 番地 2
 日本振興銀行株式会社
 金融整理管財人 預金保険機構
 職務執行者 理事長 田邊 昌徳

貸借対照表 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	58,425	預 金	6,564
現 金	0	定 期 預 金	6,563
預 け 金	58,425	そ の 他 の 預 金	0
貸 出 金	542	借 用 金	226,527
証 書 貸 付	512	借 入 金	226,527
当 座 貸 越	29	そ の 他 負 債	110,455
そ の 他 資 産	519	未 払 法 人 税 等	11
未 収 金	429	未 払 費 用	184
そ の 他 の 資 産	90	仮 受 金	77,878
貸 倒 引 当 金	△810	未 払 金	31,839
		そ の 他 の 負 債	541
		利息返還損失引当金	817
		事業撤退損失引当金	80
		訴訟損失引当金	56
		負債の部合計	344,502
		(純資産の部)	
		資 本 金	2,000
		利 益 剰 余 金	△287,824
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△287,824
		繰 越 利 益 剰 余 金	△287,824
		株 主 資 本 合 計	△285,824
		純資産の部合計	△285,824
資産の部合計	58,678	負債及び純資産の部合計	58,678

損益計算書

平成 23 年 4 月 1 日から

平成 24 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,184
資 金 運 用 収 益	2,166
貸 出 金 利 息	2,144
有 価 証 券 利 息 配 当 金	10
預 け 金 利 息	11
役 務 取 引 等 収 益	9
そ の 他 経 常 収 益	6,008
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,848
償 却 債 権 取 立 益	1,277
そ の 他 の 経 常 収 益	883
経 常 費 用	14,365
資 金 調 達 費 用	305
預 金 利 息	123
借 用 金 利 息	181
役 務 取 引 等 費 用	280
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	2,901
そ の 他 経 常 費 用	10,878
債 権 売 却 損	10,780
そ の 他 の 経 常 費 用	97
経 常 損 失	6,180
特 別 利 益	84,773
固 定 資 産 処 分 益	587
債 務 免 除 益	22,536
事 業 譲 渡 益	45,324
利息返還損失引当金戻入益	13,155
そ の 他 の 特 別 利 益	3,170
特 別 損 失	1,433
固 定 資 産 処 分 損	105
減 損 損 失	107
時 間 外 労 働 割 増 賃 金 等	1,140
そ の 他 の 特 別 損 失	80

科 目	金 額
税 引 前 当 期 純 利 益	77,159
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11
法 人 税 等 合 計	11
当 期 純 利 益	77,148

第10期 平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

継続企業の前提に関する事項

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は当行に対し、同法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、同日、東京地方裁判所に対し再生手続開始の申立てを行い、同年9月13日、再生手続開始決定を受けました。

その後、当行は、平成23年4月25日、東京地方裁判所の許可を得て株式会社第二日本承継銀行へ事業の一部の譲渡を行い、また、同日、監督委員の同意を得て株式会社整理回収機構へ一部資産譲渡を実施しました。同年7月27日には、東京地方裁判所に再生計画案を提出し、同年10月25日には、再生計画案における第1回弁済率を27%から39%に変更する旨の許可申請を提出しました。

裁判所の許可を受けて変更された再生計画案は、平成23年11月15日、東京地方裁判所の主催する債権者集会において賛成多数により可決され、同日、同裁判所より再生計画の認可決定を受けました。その後、再生計画は平成23年12月14日に確定し、この確定した再生計画に基づき、平成24年4月2日までに第1回弁済（弁済率39%）による弁済金の支払を行いました。

当行の解散日については現段階で未確定ではありますが、金融整理管財人による管理の終了期限である平成24年9月10日までに解散する方針です。そのため、当事業年度の末日において、継続企業の前提が成立していない状況にあります。

なお、以上の状況であるため、本来であれば、継続企業の前提に基づいて計算書類を作成することはできませんが、我が国において、継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が定められていないことから、当事業年度の計算書類は、継続企業の前提が成立している場合の会計基準に準拠して作成しています。

重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、今後予定している解散または清算までに、大部分の貸出金を売却する予定であるため、債権額から売却予定価額を控除した金額を貸倒引当金として計上しております。

(2) 事業撤退損失引当金

事業撤退損失引当金は、再生手続における事業構造改革に伴い発生する損失に備え、店舗

撤退等により生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

(3) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、今後の利息返還請求に応じて生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、係争中の訴訟等に係る今後の賠償金等の支払いに備えるため、当事業年度末における支払い見積額を引当金として計上しております。

2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は82百万円、延滞債権額は459百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は542百万円であります。

なお、上記1. から3. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 担保に供している資産は該当ありません。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資

金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は53百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が18百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 仮受金は、預金保険法第59条の2に基づき預金保険機構から受領した衡平資金援助（金銭贈与）の受入金であります。
8. 確定再生債権264,954百万円は、預金、借入金およびその他負債に計上しております。
9. 関係会社に対する金銭債務総額 314,160百万円
全て親会社である預金保険機構に対する金銭債務であります。
10. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
なお当事業年度における剰余金の配当はありません。

（損益計算書関係）

1. 債務免除益は、再生計画の確定による債務免除、届出のなかった債務の取崩し、和解による債務の減額等であります。
2. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

当事業年度末の全ての固定資産が、清算時に除却等の予定であるため、各資産単位でグルーピングしております。

（減損損失を認識した資産）

主な用途 本店等

種類 建物付属設備、器具備品、ソフトウェア等

減損損失額 107 百万円

（回収可能価額）

回収可能価額はありません。

（減損損失の認識に至った経緯）

当行は、今後解散の方針であり、清算時には除却等の予定であるため、帳簿価額を全額減額し、当該減少額107百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

3. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社・金融整理管財人	預金保険機構	100%	資金の借入等	資金の借入(注1)	22,656	借入金	226,527
				概算払による買取(注2)	—	預金 未払金 未払費用	5,783 3,803 165
				衡平資金援助による資金の受入(注3)	77,878	仮受金	77,878

(注1) 借入金利率は、市場金利等を勘案し合理的に決定しています。

(注2) 預金保険機構が当行の預金者からの請求に基づき、破産配当見込額等を考慮して決定する一定の比率(概算払率)を乗じた金額(概算払額)で、預金保険で保護される範囲を超える部分を買取りしたものであります(預金保険法第70条)。

(注3) 預金保険法第59条の2に基づき預金保険機構から受領した衡平資金援助(金銭贈与)の受入金であります。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社・金融整理管財人の子会社	株式会社整理回収機構	なし	債権譲渡等	債権譲渡(注1)	45,385	その他の負債	507

(注1) 株式会社整理回収機構が、預金保険機構からの委託に基づいて、当行から債権の買取りをしたものであります(預金保険法第59条第1項第3号、同法第69条、預金保険法附則第10条第1項)。なお債権譲渡に伴い債権売却損10,730百万円を計上しております。また、取引時点において預金保険機構は当行の親会社ではなく、株式会社整理回収機構は兄弟会社等に該当していません。

(3) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
金融整理管財人が議決権の過半数を所有していた会社	株式会社第二日本承継銀行 (現株式会社イオン銀行)	なし	事業譲渡等	事業譲渡(注1)	(注1)	—	—

(注1) 当行が東京地方裁判所より民事再生法第42条第1項および第43条第1項に基づく許可を得るとともに、銀行法第30条第3項に基づく金融庁長官の認可を受け、実施されたものであります。取引内容及び取引金額については「(企業結合等関係)」に記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

現在、金融整理管財人である預金保険機構が当行を代表して財産の管理・処分を行っておりますが、保有する金融商品につきましても、同機構の監督下で管理・処分に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、そのほとんどが現金預け金であるため、信用リスクは僅少であります。

預金保険機構からの借入を中心とする負債は、再生計画に従い手持ち資金をもって弁済する予定であるため、流動性リスクを負っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行が保有する金融資産のほとんどが、現金預け金であり、信用リスクは僅少であります。

② 金利リスクの管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響等を指しますが、当行は、現在、預金保険機構からの預金払戻し資金の借入れ以外の資金調達を行っておらず、一方で当行の資産はほとんどが現金預け金であるため、結果的に過大な金利リスクを負うこととはなっていないと認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、再生計画に従い手持ち資金をもって負債を返済する予定であるため、流動

性リスクを負っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金預け金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

貸出金は、解散または清算までに株式会社整理回収機構への譲渡等が実施されることから、貸倒引当金控除後の帳簿価額を売却予定価額としており、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額と同一又は近似しているため、記載を省略しております。

預金、借入金やその他負債については、再生計画に基づく最終弁済日の翌日に、残債務につき再生計画に基づいて免除を受ける予定であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の算定をしておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

未収利息過少計上	158	百万円
貸倒引当金	541	
貸倒損失	3,896	
利息返還損失引当金	291	
税務上の繰越欠損金	107,903	
その他	147	
繰延税金資産 小計	112,938	
評価性引当額	△112,938	
繰延税金資産 合計	—	
繰延税金資産の純額	—	百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。

この税率変更により繰延税金資産の純額及び当事業年度に費用計上された法人税等の金額に与える影響はありません。

(ストック・オプション関係)

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。
2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年 7月 5日	平成17年 9月26日	平成17年11月 8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ～平成27年 6月26日	平成19年10月 4日 ～平成27年 6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年 6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月 6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月 7日	平成18年 1月10日
権利行使期間	平成19年12月 8日 ～平成27年 6月26日	平成20年 1月11日 ～平成27年 6月26日

(企業結合等関係)

事業分離

1. 事業の概要

- (1) 分離先企業の名称
株式会社第二日本承継銀行（現 株式会社イオン銀行）
- (2) 分離した事業の内容
銀行業
- (3) 事業分離を行った主な理由
当行の金融機能を維持する観点から、承継銀行に引き継ぐことが適当な資産・負債を暫

定的に承継し、最終的な受皿への引き継ぎを図るためであります。

(4) 事業分離日

平成23年4月25日

(5) 法的形式を含む取引の概要

事業分離の概要

平成23年4月1日、当行と株式会社第二日本承継銀行は事業譲渡契約を締結し、同年4月25日、当行から同行に対する事業譲渡を行いました。当該事業譲渡において、金融庁長官より株式会社第二日本承継銀行が承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債を譲渡いたしました。

法的形式

株式会社第二日本承継銀行に対する事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 45,324百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

資産合計 176,941百万円

うち現金預け金 151,857百万円

うち貸出金 23,233百万円

(イ) 負債の額

負債合計 222,266百万円

うち預金 215,953百万円

3. セグメント情報の開示において、当該分離した事業が含まれていた区分の名称
該当事項はありません。

4. 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益 179百万円

経常費用 208百万円

当期純損失 28百万円

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額 △888,575円22銭

1株当たりの当期純利益金額 331,399円06銭

<会社計算規則第 148 条第 3 号に基づく公告>

当行は、第 10 期事業年度の計算書類について、会計監査人である有限責任監査法人トーマツより「不適正意見」の表明を受けています。

当該「不適正意見」の理由は以下のとおりです。

1. 我が国においては、継続企業を前提とした会計基準しか定められておらず、継続企業の前提が成立していない場合の会計基準は存在しません。このため、会計監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合において、計算書類が継続企業の前提に基づいて作成されている場合には、「不適正意見」を表明することとされています。
2. 当行は、平成 24 年 9 月 10 日までに解散する方針であることから、継続企業の前提が成立していないため、本来は継続企業の前提に基づいて計算書類を作成することはできませんが、我が国の会計制度において継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が未整備であるため、やむを得ず、継続企業の前提が成立している場合の会計基準に準拠して計算書類を作成していることから、会計監査人より「不適正意見」の表明を受けています。
3. しかしながら、当行の監査委員会は、会計監査人より、我が国の会計制度において継続企業の前提が成立していない場合の会計基準が未整備であることから「不適正意見」が不可避であるが、計算書類のその他の点については指摘すべき重要な問題点はないとの報告を受けております。

したがって、当行としては、第 10 期事業年度の計算書類については、継続企業の前提が成立する場合に適用される会計基準に照らした場合には、適切に作成されているものと認識しています。

以 上